



特集

著作権分科会各小委員会の審議経過について …… 2

「文化芸術推進基本計画(第1期)」が策定 …… 4

総務省「放送コンテンツの製作・流通の  
促進等に関する検討委員会」の検討状況について …… 5

CPRA ニュース  
VOL. 88  
APR. 2018  
CONTENTS

MOVEMENT …… 6

ACTION …… 7

COLUMN/ESSAY …… 8

## 次世代に向けて

Kadoike Mitsunori

芸団協CPRA権利者団体会議 委員  
一般社団法人日本音楽制作者連盟 理事長

### 門池三則

私がCPRAの構成団体4団体の代表からなる権利者団体会議に出席し始めてから間もなく三年になります。この間だけでも音楽ビジネスはとて大きな変容を遂げています。CDやデジタル配信などの音源ビジネスで利益を上げることが、いよいよもって容易でなくなりました。そこで当連盟会員も持続的なアーティスト活動を求めて、コンサート収益へのシフトを進めてきましたが、こちらも課題が山積しています。①コンサートチケット高額転売への対応、②2020年東京五輪の影響による首都圏の会場不足、③会場アルバイトなど人材確保の問題というように次々に解決すべき事案が噴出してきています。

すでに一定の知名度を有し、集客力のあるアーティストであれば、これまで通り新しい作品を発表しながらコンサートツアーを組み全国各地で公演するという活動を継続していけると思いますが、次世代のアーティストを世に送り出すとなると本当に大変です。十

年後の音楽産業、音楽文化を想像するとゾツとしてしまいます。

家庭の中ではテレビやスマホに加え、スマートスピーカーからも音楽は届けられていると思います。街に繰り出せば、飲食店でも、ヘアサロンやアパレルショップでも、どこへ行っても音楽が鳴り響いています。音楽はこれからも人々の生活の中で生き続け、愉しまれ続けるのでしょうか。しかし、今のままで、十年後、二十年後も私たちは果たしてアーティストの創作活動を続けていられるのでしょうか。

EU諸国では、街なかで音楽が使用されることに対して公衆伝達権という権利があり、作家やアーティスト、レコード会社等は使用料を受け取っています。

我が国でも著作者である作家に限り権利が付与されており、JASRACが徴収を行っていますが、なかなか人々の理解を得ることに苦労されています。将来の音楽文化を一層開花させるためにも、また次世代のアーティストや

ミュージシャンを輩出し続けるためにもCPRAは関係諸団体と連携して、諸外国から遅れをとらないような権利擁護を目指して活動していかなければならないと考えます。そのためにも音楽ファンや一般社会への啓発、理解を求める情報発信を始めていくべきでしょう。

さらには、権利拡大に併せて、実演家の権利を扱う団体として、権利処理のためのデータの充実も必要になります。デジタル化によって、いつ、どこで、どんな作品が使用されたのかという音楽使用実績の収集については益々進歩していくでしょう。しかしながら、それぞれの作品に関わるアーティストやミュージシャンなどの実演家を特定していくことは、簡単ではありません。有名なヒット曲であればともかくも、数十年前にレコーディングされた作品を遡ってデータ化するには、大きな労力と費用も必要となります。それでも将来の権利主張を目指す基盤整備として、実演家データ収集に取り組んでいきたいと思ひます。

# 著作権分科会各小委員会の審議経過について

去る3月5日に開催された著作権分科会では、同分科会に設置された法制・基本問題小委員会、著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会及び国際小委員会の三つの小委員会から審議経過報告が行われた。各小委員会における審議経過を紹介する。

## 法制・基本問題小委員会

法制・基本問題小委員会では、著作権法制度の在り方及び著作権関連施策に係る基本的問題が取り上げられている。今期は「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応」及び「権利者不明著作物等の利用円滑化」を中心に検討が行われた。

「リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応」では、プラットフォームや憲法学者からのヒアリングを実施し、論点整理を行った上で、審議が進められている。「リーチサイト」とは、ウェブサイトなどに違法にアップロードされた著作物等へのリンクを提供するもので、広告収入を得ているウェブサイトもある。最近では、漫画や書籍を違法にアップロードしている海賊版サイトに誘導するリーチサイトの運営者が著作権法違反の疑いで逮捕された例もある。

このようなリーチサイトへの対応については、緊急に対応する必要性の高い対応すべき悪質な行為の範囲について、民事上の差止請求や刑事罰の対象とする行為の範囲などの各論点に対して出された意見を併記している。その上で、引き続き重要課題として、表現の自由への過度な萎縮効果を生じさせないよう配慮しつつ、リーチサイトによる被害に対する権利保護の実効性を確保する観点から、具体的な検討を迅速に行うことが求められるとしている。

また、「権利者不明著作物等の利用円滑化」については、平成27年度に実施された海外調査を踏まえ、拡大集中許諾制度を日本に導入した場合にお

ける課題やメリット・デメリットを整理し、今後の検討材料を提供することを目的として実施された調査研究に基づく検討が行われている<sup>\*1</sup>。拡大集中許諾制度については、必要に応じて小委員会において検討を行うこととして、権利者不明等の場合の裁定制度の活用によって権利者不明著作物等の利用円滑化に向けた方策を検討していく必要があることを確認している。

## 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会

2013(平成25)年に法制・基本問題小委員会に設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム」が、2014(平成26)年に小委員会となって、私的録音録画に係るクリエイターへの適切な対価の還元について審議を進めている。

今年度は、昨年度までの議論を踏まえ<sup>\*2</sup>、私的複製による不利益が権利者に生じ、原則として、権利者への補償が必要であり、どのような私的複製について補償の必要があるのかを検討することが重要であり、さらに、制度構築の上で社会的理解を得る必要があるという点に前提を置いて、私的録音におけるクリエイターへの適切な対価の還元について検討が進められた。具体的には、私的録音に関する実態調査や対価還元の方法について審議したほか、諸外国における近年の動向についても報告が行われた。

まず、私的録音に関する実態調査結果の分析として、過去1年間にCDやラジオ・テレビ、音楽配信データ等の音源の録音を行ったことがある者の割合

は40%となっており、3年前とほぼ変化はないものの、録音に使用した機器等としては、パソコンやスマートフォンが多く、ポータブルオーディオプレイヤーもそれに次いで多い状況にあるとしている。そして、実際に行われた録音等の曲数に着目すると、新規に入手した音楽音源の録音等曲数は、3年前に比べ、録音等を行った機器等ごとに増減はさまざまであるが、既に自分で入手した音楽音源については、各機器等の録音等の曲数は一般的に増加しており、さらに、10年前の調査結果との対比で見れば、ポータブルオーディオやパソコンへの保存曲数は増加している。そして、今から2~3年後の将来における録音等の曲数について「変わらない」とする回答が増加している一方で、「増える」及び「減る」と回答した者は、3年前に比べて、共に減少しているとした。

次に、対価還元の方法として、①私的録音録画補償金制度、②契約と技術による対価還元手段及び③クリエイター育成基金という三つの選択肢について、それぞれの強みや課題について議論された<sup>\*3</sup>。実効的な対価還元手段に向けて、これらの対価還元手段として取り上げられた選択肢を組み合わせることも含めて総合的に探っていくべきであるとしている。

今後、契約と技術による対価還元手段等により適切に対応できる領域が増えていくのであれば、私的録音録画補償金制度制定当初には成し得なかった解決手段を提供することが期待されるものの、現時点においては、その実現可能性や範囲は明確ではなく、今後、実効性のある契約と技術による対価還

元モデルが構築され、どのように有効に機能し得るか、推移を見守っていくことが重要であるとしている。

また、クリエイター育成基金については、健全なクリエイターの育成と創作拡大に向けた支援基金を設立し、日本コンテンツの競争力を向上させるべきとの方向性については一定の共有認識があるものの、検討すべき課題が多いとして、私的録音録画補償金制度における共通目的事業への支出において生かす形で改善を図っていくことも適切であるとの意見も紹介されている。

そして、私的録音録画補償金制度については、ユーザーの個々の録音録画行為を捉えることが困難であることなどを踏まえて構築された包括的な制度であるため、制度を維持すべき領域については、内在する課題等の改善に向けて必要な見直しを行う必要があるとして、対象機器・媒体の範囲や定め方、協力義務の考え方、分配・支出の在り方及び共通目的事業に対する意見が紹介されている。

審議経過では、本年度における検討結果を踏まえながら、引き続き私的録音に係る対価還元手段について、具体的な制度設計に向けた検討を深めるとともに、私的録画に係る対価還元手段の在り方について検討を行い、対価還元手段の在り方について、方向性を示していく必要があるとしている。

委員として出席する椎名和夫芸団協CPRA運営委員は「ワーキングチームの時代を含め、この小委員会では、クラウドサービス等と著作権の問題について検討した後に、私的録音録画に係るクリエイターへの適切な対価還元の問題について検討を進めてきた。今年度は、原則として権利者への補償が必要であることを前提として、対価還元手段の選択肢を掲げて、ようやく具体的な議論が進められる段階に入ってきた。少しずつではあるが、議論は進んでいる。私的録音録画補償金制度について対象機器・記録媒体の決め方など各論の議論に入ったことはかつてない画期的なことであったと思う」と、これまでの経緯を振り返った。

そして「審議経過では、私的録音に関する実態調査結果を踏まえて、『現時点において、補償の必要がない程度まで私的複製の量が減少しているものではなく、現行制度上の私的録音録画補償金制度を廃止するほどに必要な立法事実があるとは言えない』とする意見が紹介される一方、『近い将来のうちに私的録音の全体の量が確実に更に減少していくといった主張は、広い支持は得られなかった』としている。そして、『代替措置が構築されるまでの手当てとして、引き続き、私的録音録画補償金制度により対価還元を模索することが現実的であるとする意見が多かった』と紹介しているあたりに現在の小委員会の立ち位置がよく表れている」として、私的録音に係るクリエイターへの適切な対価還元の方法として「私的録音録画補償金制度は、著作権法30条1項に定める私的使用のための複製の自由を維持するうえでも、意義のあるものである。今回、実施された実態調査の中でも、65.3%の人が、私的使用目的に音楽を録音するために補償金を支払う必要があると回答している。今後は私的録音録画補償金制度を手直しする方向で、具体的な議論が進められるものと考えている」と語っている。

## 国際小委員会

国際小委員会では、「著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」及び「インターネットによる国境を越えた海賊行為への対応の在り方」について審議が行われた。

「著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」については、世界知的所有権機関(WIPO)の著作権等常設委員会(SCCR)における議論について審議

されている。SCCRでは、放送機関の保護に関する条約の策定に向けた議論のほか、図書館やアーカイブ、教育、研究機関における権利制限について議論されている。また、「インターネットによる国境を越えた海賊行為への対応の在り方」については、マレーシアにおける著作権侵害等に関する実態調査報告や諸外国におけるインターネット上の著作権侵害対策のほか、文化庁による著作権制度整備や普及啓発に係る取組などについても紹介されている。

委員として出席する松武秀樹芸団協CPRA運営委員は「国際小委員会では、WIPOにおける検討状況や国際的な海賊版対策などが議論されている。放送機関の保護に関する条約の策定に向けた議論では、保護対象について伝統的な放送機関によるインターネット上の送信をどのように扱うかなどが議論となっている。同じことが繰り返し議論されているような感じもするが、それだけ国際的な議論の場の難しさを示しているのではないかと思う。また、インターネットにおける海賊版の問題は、確かにインターネットへの接続遮断やアクセス制限などの強硬な手段による対応も考えられるが、まずは、モラルの問題として著作権や著作隣接権について普及啓発していくことが重要ではないか」と語っている。

## 今後の予定

次期の著作権分科会の検討体制は未定であるが、来期も、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為への対応やクリエイターへの適切な対価還元の在り方について、引き続き審議が進められることが見込まれる。

(著作隣接権総合研究所 君塚陽介)

\*1: 報告書全文は、文化庁ウェブサイト ([http://www.bunka.go.jp/tokei\\_hakusho\\_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h29\\_kakudai\\_kyodaku\\_hokokusho.pdf](http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/chosakuken/pdf/h29_kakudai_kyodaku_hokokusho.pdf)) より閲覧可。

\*2: 昨年度の審議経過は「私的複製に係るクリエイターの適切な対価還元を求めて～著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会の審議の経過について～」CPRAnews85号2頁以下(2017年7月)をご参照下さい。

\*3: 詳細は「私的録音録画補償金制度の見直しの動向」CPRAnews87号6頁以下(2018年1月)をご参照下さい。

# 「文化芸術推進基本計画（第1期）」が策定

去る3月6日、「文化芸術推進基本計画（第1期）」が閣議決定された。著作権に関係する箇所を中心に紹介する。

## これまでの経緯

昨年6月、文化芸術振興基本法が改正され「文化芸術基本法」が成立した。この改正により、政府は、これまでの「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代えて、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために「文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」）を定めることになった。文部科学大臣は、基本計画案の作成にあたって、文化審議会の意見を聞くこととされており、昨年6月に文化審議会に諮問を行った。

文化審議会では、文化政策部に基本計画ワーキンググループのほか、舞台芸術やメディア芸術など分野別ワーキンググループを設置し、検討を進めた。検討では、著作権分科会からの意見のほか、文化芸術関係団体等へのヒアリングや国民からの意見募集を行っている。文化芸術関係団体等へのヒアリングには、芸団協も参加し、意見書も提出している。

文化審議会は、去る2月16日に答申

を取りまとめ、文部科学大臣に答申の後、基本計画は閣議決定された。

## 『文化芸術推進基本計画（第1期）』の概要

「文化芸術の『新たな価値』を活かして、未来をつくる」との副題がつけられた基本計画は、今後、文化芸術の目指すべき姿として4つの目標を掲げ、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、6つの戦略を掲げている（図）。基本計画では、著作権や著作隣接権の役割なども示した上で、今後の文化芸術の目指すべき姿を実現するための基本的な方向性や施策について触れている。

### 〔著作権等の役割〕

著作権等は、思想又は感情の創作的な表現である著作物等の〈創作－流通－利用〉のサイクルの維持・発展を担う法的なインフラとして、文化芸術の振興の基盤を成すとしている。さらに、文化芸術政策との連携が求められる様々な政策分野に係る施策を推進していく上でも、重要な役割を果たすとする。

そして、文化芸術関連産業や情報関連産業の振興を図る上で、著作権制度や著作物等の流通環境の整備が、重要

な役割を果たし、適切な著作権関係施策によって国民が著作物等を適切に享受できる機会の確保につながり、文化芸術の多様な価値観の形成と地域における包摂的環境の推進に資するとしている。

### 〔文化芸術の目指すべき姿を実現するための方向性〕

デジタル化・ネットワーク化に伴う社会環境の変化や我が国の成長戦略の観点から社会経済の動向を踏まえ、さらには著作物等の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業等について、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していくとの方向性が示されている。また、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上、学校等における著作権教育の充実を図るという方向性も示されている。さらに、開発途上国の著作権制度整備に貢献し、海外における著作権に関する普及啓発、侵害対策も講ずるとの方向性なども述べられている。

### 〔今後5年間に推進すべき基本的な施策〕

著作権に関するいくつかの基本的な施策が示されている。例えば、著作権等の保護及び著作物等の適正な流通の促進を図るための著作権制度・運用等に関する必要な措置、権利の集中管理の促進等によるライセンス環境の整備、権利者不明著作物の利用円滑化等

のほか、世界知的所有権機関（WIPO）と協同した著作権等制度整備支援、WIPOでの著作権等関連条約の策定に

向けた議論への積極的な参画、学校等における著作権教育の充実、障害者等の情報アクセス機会の充実、図書館や

学校における著作物等利用環境の充実などを掲げている。（著作隣接権総合研究所 君塚陽介）

# 総務省「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」の検討状況について

現在、総務省・情報通信審議会情報通信政策部会「放送コンテンツの製作・流通の促進等に関する検討委員会」では、タスクフォースやサブワーキンググループを設置して検討が進められている。

## 検討委員会の設置

2016（平成28）年10月、情報通信政策部会は、総務大臣より「視聴環境の変化に対応した放送コンテンツの製作・流通の促進方策の在り方」について諮問を受け、専門的な事項を調査するため検討委員会の設置を決定した。検討委員会では、ワーキンググループを設置して、放送コンテンツの製作・流通の促進方策に係る取り組み状況等の把握と検討を続け、2017（平成29）年7月に中間報告書を取りまとめ、10月に中間答申が行われている\*1。

中間答申以後、検討委員会の下に「放送コンテンツ権利処理タスクフォース」を設置して、放送や放送後のネット配信における、これまで積み上げられてきた権利処理の実務上の運用手続を参考にしつつ、具体的な同時配信の展開手法やサービス内容を踏まえて、権利処理の手続を整理し、具体的な課題を抽出した上で、これらの抽出された課題に対応するための具体的な権利処理方法の形成について検討している。また、タスクフォースの下には、作詞・作曲、レコード及びレコード実演に係る権利処理手続について検討する「音楽分野サブワーキンググループ」及び映像実演に係る権利処理手続について検討する「実演分野サブワーキンググループ」を設置して、いずれ

も非公開で検討している。

## 検討状況

### 〔タスクフォース及びサブワーキンググループにおける検討状況〕

去る1月25日に開催された第10回検討委員会では、タスクフォース及び各サブワーキンググループの検討状況の報告が行われた。

まず、音楽分野サブワーキンググループではJASRAC、NexTone、日本レコード協会及び芸団協CPRAから権利処理手続の現状のほか、文化庁から権利者不明の場合の裁定制度や拡大集中許諾制度について説明があり、自由討議が行われている。自由討議では、集中管理団体の管理外となるアウトサイダーの取扱いのほか、同時配信の前提となるビジネスモデルに関する意見、NHKの権利処理手続ルールの形成が先行することによる民放への影響などに関する意見が出されている。また、実演分野サブワーキンググループでは、aRmaによる映像実演の権利処理手続の運用について説明が行われ、自由討議が行われている。

タスクフォースでは、各サブワーキンググループにおける検討状況の中間報告のほか、英国における放送コンテンツの権利処理について報告を受けている。

### 〔検討委員会における検討状況〕

1月25日に開催された第10回会合では、NHKによる放送のインターネット同時配信実験に関する結果報告や英国における放送コンテンツの権利処理に関する報告が行われた。NHKによる同時配信実験では、昨年10月末から4週間、調査対象者約8千人に対して放送番組の同時配信・見逃し配信等を行い、利用率や満足度などを調査した。結果からは、利用率平均が、同時配信で約18%、見逃し配信で約15%となり、いずれの満足度も「満足」、「やや満足」の合計で89%に上ったことが報告されている。また、2月15日に開催された第11回会合では、米国・英国における地上放送局の取組や、我が国においてネット配信を実施する放送事業者の取組などについても報告されている。

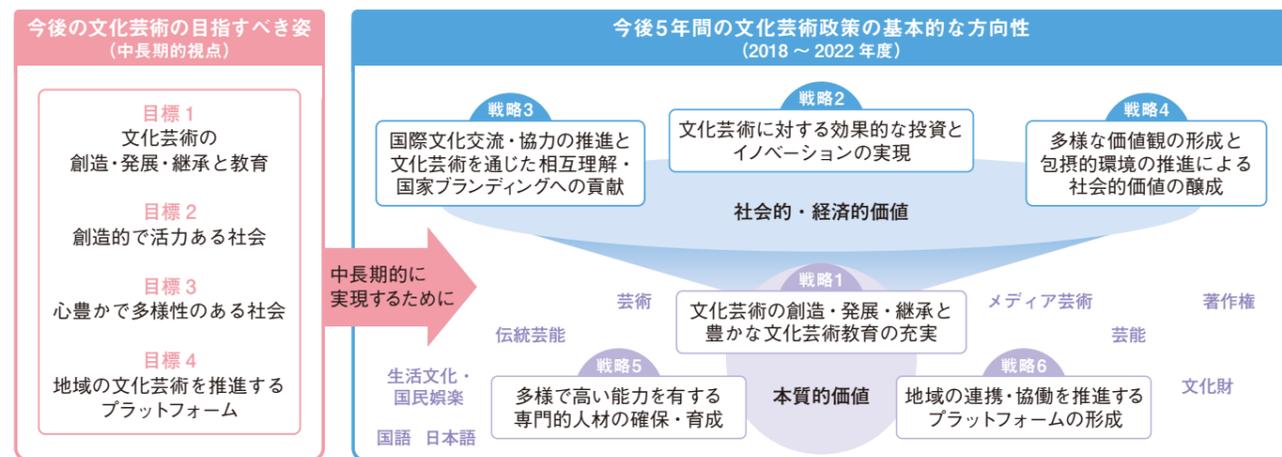
## 今後の予定

検討委員会、タスクフォース、音楽分野及び実演分野の各ワーキンググループにおいて、引き続き検討が進められる。夏頃に報告書を取りまとめ、情報通信審議会に報告のうえ、答申として取りまとめられる予定だ。

（著作隣接権総合研究所 君塚陽介）

\*1：詳細は「情報通信審議会中間答申公表」CPRAnews86号4頁以下（2017年10月）をご参照下さい。

図：文化芸術基本計画（第1期）のイメージ



## 著作権法の一部を改正する法律案が国会に提出

去る2月23日に「著作権法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。以下の法案は、文部科学省ホームページに掲載されている。

### デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備

- ビッグデータを活用した所在検索サービスや情報解析サービス等における、著作物の市場に悪影響を及ぼさない著作物利用について、許諾なしに行えるようにする。
- イノベーションの創出を促進するため、情報通信技術の進展に伴い将来新たな著作物の利用方法が生まれた場合にも柔軟に対応できるよう、ある程度抽象的に定めた規定を整備する。

### 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備

- 学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材を、ネットワークを通じて生徒の端末に送信する行為等について、補償金を支払うことによって許諾なしに行えるようにする。

### 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備

- マラケシュ条約の締結に向けて、肢体不自由等により書籍を持っていない者のために録音図書の作成等を許諾なしに行えるようにする。

### アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等

- 美術館等の展示作品の解説・紹介資料等をデジタル方式で作成し、タブレット端末で閲覧可能にすること等を許諾なしに行えるなどする。  
また、昨年6月に成立した文化芸術基本法に基づく検討結果を受けて「文部科学省設置法の一部を改正する法律案」も国会に提出されている。法案では、文化庁の任務として文化に関する施策の総合的な推進を位置付け、文化庁が中核となって我が国の文化行政を総合的に推進する体制の整備などが盛り込まれている。(著作隣接権総合研究所 君塚陽介)

## アジア地域著作権制度普及促進事業 (APACEプログラム) 集中管理団体研修生を受け入れ

3月6日から3月9日の4日間、CPRAは集中管理団体研修生の受け入れを行った。

本研修は、アジア地域における著作権制度の整備・普及を目的として、文化庁が世界的所有権機関(WIPO)に毎年継続的に信託基金を拠出し、文化庁がWIPOの協力を得て企画・実施しているもので、今年度は、特に実演家の権利



に関する集中管理制度についての研修に重点が置かれ、例年に比べCPRAでの研修日程が長く取られたほか、実演鑑賞の機会も設けられた。研修生は、インド、フィリピン、スリランカから各2名、計6名の政府関係者及び集中管理団体の担当者で、CPRAのほか、日本音楽著作権協会(JASRAC)も訪問した。

CPRAでは、実演家の権利及びCPRAの概要、集中管理団体のガバナンス、

音楽分野の徴収及び分配業務、委任管理、広報業務、分配業務のデモンストレーション等の講義が行われた。質疑応答の内容は、徴収額の取決めの際の交渉方法及び、分配額の算出方法、委任管理に必要な情報について等、多岐にわたった。研修生からは「法令を遵守し、どのように集中管理団体を運営すべきかを学ぶことができた。委任管理や分配において、大事なものはデータベースの整備であり、さまざまな情報

を正しく入力し、正しくロイヤリティを分配することの重要性が分かった」「研修用の分配業務のデモンストレーションを見せてもらったことが、大変勉強になった」「日本の集中管理団体の成功例を見て、どのように今後自国でアプローチをすべきかを学ぶことができた」等の声があり、有意義な研修となった。

(企画部法務課 西野美雪)

平成30年度

## 実演家著作隣接権センター(CPRA)事業計画

実演家著作隣接権センター(CPRA)は、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

### (1)文化庁長官の指定に係る業務(指定団体業務)及びこれに準ずる業務を適正に実施する

- 1) 実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。特に、インターネット利用の拡大を進めるNHKとの新協定の協議に重点を置き、徴収の最大化を図るよう努める。分配についてはノンフィードバック・アーティストの分配精度向上のための調査研究を継続するとともに、録音参加データ収集に向け関係各所への啓蒙活動や協力依頼を行う。
- 2) 実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。CDレンタル市場の規模縮小が進む中、調査研究を継続して行うとともに、今後の徴収に係る集中管理の在り方について検討を進める。また、使用料滞納事業者への督促を継続して行い、徴収管理の徹底に努める。
- 3) 実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。
- 4) 諸外国の実演家権利集中管理団体との新規のオプション1協定(相互管理)締結に向けた交渉を開始する。また、同協定締結団体との間では、国内で徴収した外国人実演家及び権利者のための使用料や報酬を分配し、海外で発生したCPRA委任者の使用料や報酬の徴収を行い、海外エージェントに対してはその直接クレームへの使用料等の分配を行う。さらに、海外団体との共有データベースIPD及びVRDBで提供される非委任者情報や分配保留楽曲情報を積極的に活用し、海外からの徴収額の増加に努める。

### (2)実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

- 1) 商業用レコード実演の放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。
- 2) 放送番組に使用された商業用レコード実演の送信可能化につき、一任型管理事業として、権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。なお、オンデマンドストリーミング配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。
- 3) 新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、集中管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進める。
- 4) 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構(aRma)との協力関係を維持する。

### (3)指定団体及び著作権等管理事業者として各種

### 権利処理業務を適正に進めるために委任者の管理を的確に行う

- 1) 権利者団体及び関係団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者の管理体制の整備を行う。
- 2) 業務管理システムの改修及び機能の充実を更に進め、関連団体とのデータ連携並びに情報の共有を強化する。

### (4)実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

- 1) 今後拡大が予想されるインターネットを利用した音楽配信に対応するため、公衆への伝達権等について引き続き調査研究を行う。具体的にはクラウドロッカーサービスの集中管理、ウェブキャスト等の放送類似サービスの集中管理、並びにサブスクリプションサービスをはじめとしたオンデマンド配信からの対価還元等の在り方等に重点を置き、配信専用音源や演奏権の獲得といった継続的な課題にも取り組む。
- 2) 現在機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度について、経済的合理性を備えた新たな制度等の構築に引き続き取り組む。国際的な動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進めつつ、関連団体との連携を強化し、実演家への利益還元を目指して、制度の在り方等を検討する。
- 3) 政府及び与党で「柔軟性のある権利制限規定」の検討が進行し、国会での法改正が予想される。また、TPP関連法案が成立したものの、TPP自体の発効がなされず改正法が施行されない状態が続いている。これらの著作権法改正の動向に機動的に対応するとともに、関連諸制度について調査研究を行う。
- 4) クール・ジャパン戦略をはじめとして、現在ASEAN等のアジア地域が注目されている。文化庁、WIPO、現地政府、団体等と連携した普及啓発活動に関連して、アジア地域の実演家の権利拡大を目指し、引き続き調査研究を行う。
- 5) 芸団協CPRAではこれまで、肖像パブリシティ権擁護監視機構の協力の下、実演家の肖像パブリシティ権の普及啓発活動及び不正使用者に対する停止活動等を行ってきた。同機構への支援を継続するとともに、実演家の権利等への理解を深め、クリエイターを尊重する風を醸成することを目的に、体験型等の普及啓発活動を継続して実施する。

### (5)権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸

- 1) 調査研究と広報活動を密接に連携させつつ、実演家の権利拡大に係る運動を展開する。関連して、私的録音録画補償金問題や保護期間延長に取り組んでいる文化芸術推進フォーラム(JASRAC、日本レコード協会、MPA等17団体によって構成)やCulture Firstへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。また、引き続き関係団体との連携を強化して、著作権及び著作隣接権を巡る諸問題の解決を目指す。
- 2) 文化庁、総務省等をはじめとした政府、民間の諸会議に参加し情報収集等に努めるとともに、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEJ)等による、コンテンツ流通に関する様々な取り組みに参加協力する。
- 3) 前年度に引き続き、WIPOの国際会議、著作権等常設委員会(SCCR)等に参加するとともに、FIA、FIMへの寄附を継続して連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への参加協力を行う。また、著作権法学会、ALAI及びALAI JAPAN(ALAI日本支部)等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの維持・強化に努める。
- 4) 著作権情報センターの会員として、同センターや政府等が実施する普及啓発や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。文化庁やWIPOがアジア地域に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に協力し、国内外の関係機関によるセミナーなどへの参加及び研修員等の受け入れを積極的に行う。
- 5) 機関誌「CPRA news」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収分配の実態、実演家の権利をめぐる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。
- 6) 広く一般に訴求できるホームページ等インターネットを活用して、芸団協CPRAの認知度を高め、その活動への理解を促進するための広報活動を実施する。
- 7) 実演家の権利等について普及啓発を行うため、関係団体と連携した広報活動を実施する。そのほか、必要に応じて実演家の権利や芸団協CPRAの活動等について、様々な方法により広報活動を行う。

以上

## 知財計画策定に向けた意見提出

2月15日、芸団協CPRAは、「知的財産推進計画2018」の策定に向けた意見書を提出した。知的財産推進計画は、政府が実施すべき知的財産関連施策について、知的財産戦略本部が定めるもの。意見の要旨

は以下の通り。全文は、CPRAウェブサイト  
で公開している(お知らせ>2018.02.15「知的財産推進計画2018」の策定に向けて意見書を提出しました)。



### 知的財産推進計画2018の策定に向けた意見(要旨)

#### 1 クリエーターへの適切な対価還元

この問題は、毎年の知的財産推進計画に掲げられているが、現在に至るまで結論は得られていない。経済的合理性を備えた新たな制度を速やかに構築すべく、「知的財産推進計画2018」には、政府がこの問題の解決について主導的な役割を果たし、積極的かつ具体的にスピード感を以て取り組む旨を明記するべきである。

#### 2 レコード演奏・伝達権(仮称)の創設

クラブ、レストラン、店舗でのCDの再生、ラジオ放送やウェブキャストを受信して伝達する等の方法により来店者に音楽を聞かせる行為について、実演家及びレコード製

作者の「レコード演奏・伝達権」(仮称)の創設に向けた検討に速やかに着手すべきである。

#### 3 円滑なライセンス体制の構築

インターネット時代の新しいコンテンツの利用形態に柔軟に対応できる円滑なライセンス体制の構築が肝要である。

#### 4 著作物等の保護期間延長等の早期実現

2016年12月9日に国会で可決された「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を速やかに施行すべきである。

## 「東京アート&ライブシティ構想」記者発表

2月21日、観世能楽堂(東京・銀座)にて、「東京アート&ライブシティ」構想の記者発表が行われた。

日比谷・銀座・築地エリアの劇場・ホール、ギャラリー、画廊、映画館と芸術団体等が連携し、アートやライブを、グルメやショッピ

ングとともに楽しむ新たな生活を提案していく。

4月20日には、エリア情報を集約したウェブサイトを開発させる。各チケット販売サイトへの導線を整備するほか、訪日前、訪日中の観光客に向け、2018年度は日本語と英語、2019年からは6か国語に対応する予定。

実行委員会は、松竹(株)、東宝(株)、(一社)観世会、(株)ぐるなび等、文化施設を運営する団体・事業者や、文化芸術振興団体、計18団体からなり、日本演劇興行協会会長の大谷信義氏が代表幹事を務める。芸団協は、事務局代表を担当している。



左から山田聖子(銀座ギャラリース理事長)、大谷信義(実行委員会代表幹事/公益社団法人日本演劇興行協会会長)、観世清和(二十六世観世宗家/一般社団法人観世会代表理事)、尾上墨雪(日本舞踊家/公益社団法人日本芸能実演家団体協議会理事・実演芸術振興委員長)

## 事務局人事

2018年4月1日付で井上滋・前事務局次長が事務局長に就任した。

## 才丸芳隆

芸団協CPRA運営委員、  
一般社団法人映像実演権利者合同機構(PRE)事務局長

スマホをかざして駅の自動改札を通り、自販機にスマホをかざして飲み物を購入する。LINEやインスタ、ネットやゲーム、イヤホンをつないで音楽や動画を楽しむ。電車で通勤しているとそういう方をよく見かけます。

多分に漏れず私もスマホで音楽は聴きますし、最近はドラマを見ながら通勤しています。スマホは便利ですし、もうできないことのほうが少ないんじゃないかと思ってしまう。

さて、最近、今まで以上にCPRAに関わる機会が多くなったこともあり、改めてCPRAについて勉強しています。そんな中で「CPRA1996 実演家の権利と実演家著作隣接権センター」という冊子を読みました。その名のとおりに、1996年に発行された冊子で、いろいろと興味深いことが書かれているのですが、その中で、将来のネット配信についての課題が提起されています。

インターネットを通じて、世の中には実演が溢れ、送り手と受け手の境目があまいになり、誰もが容易に実演を流通させることができる。そのような状況では、より一層、実演家の権利を集中管理していくことがCPRAの重要な役割、と書かれています。確かに、今では、いつでも・どこでも・どんなデバイスでもコンテンツを楽しむことができる状況になっています。

どんな利用形態にも対応し、適正な利用のために集中管理をしていくことがCPRAの役割だと思います。さらに、これからは溢れるほどの情報をどのように効率的に権利処理していくのかを考えなければ、実務的にもコスト的にも対応できなくなってしまうのではないのでしょうか。

どうしたら効率的にできるか.....難しいことはちょっと私には考えられないのですが.....とりあえず、スマホで権利処理ができるくらいは目指してみようかなと思っています。



CULTURE FIRST

はじめに文化ありき

CPRAは、関係団体とともに、  
文化を大切にする社会の実現を求め  
活動しています。

<http://www.culturefirst.jp/>